

LIA-J500 JIS 認証申請等の手引き 新旧対照表（令和4年9月1日施行）

新	旧
<p>5.2 認証の変更</p> <p>(1) 次に掲げる場合は、「認証区分等変更申請書」(様式—007)により申請を行ってください。様式への記入方法は以下のとおりです。</p> <p>a) 工場又は事業場の変更又は追加 工場又は事業場の移転、追加などが該当します。</p> <p>b) 種類又は等級の変更又は追加 既存の認証区分の中で、新たに JIS に規定されている種類又は等級を追加する場合などが該当します。</p> <p>c) 鋳工業品の変更又は追加 既存の認証区分及び種類又は等級の中で、新たに形式を追加する場合などが該当します。</p> <p>(2) “認証番号及び認証契約締結日”から“<u>認証の区分</u>”及び“工場又は事業場の名称及び所在地”の欄は、変更前のものを記入する。</p> <p>(3) “<u>鋳工業品の名称(形式名)</u>”の欄は、当該変更となる形式名を記入する。</p> <p>(4) “変更又は追加の理由”の欄は、(A)～(C)のうち該当するものを○で囲み、理由を付記する。</p> <p>(5) 当該申請を受理した後、必要な工場審査及び／又は製品試験を通知しますので、通知された指示に従って、製品試験申請、項目別試験申請等を行ってください。</p> <p>(6) 「項目別試験申請書」(<u>様式—009</u>)の記載方法は「製品試験申請書」と同じですので、2.5 項をご覧ください。</p>	<p>5.2 認証の変更</p> <p>(1) 次に掲げる場合は、「認証区分等変更申請書」(様式—007)により申請を行ってください。様式への記入方法は以下のとおりです。</p> <p>a) 工場又は事業場の変更又は追加 工場又は事業場の移転、追加などが該当します。</p> <p>b) 種類又は等級の変更又は追加 既存の認証区分の中で、新たに JIS に規定されている種類又は等級を追加する場合などが該当します。</p> <p>c) 鋳工業品の変更又は追加 既存の認証区分及び種類又は等級の中で、新たに形式を追加する場合などが該当します。</p> <p>(2) “認証番号及び認証契約締結日”から“工場又は事業場の名称及び所在地”<u>までの</u>欄は、変更前のものを記入する。</p> <p>(3) “変更又は追加の理由”の欄は、(A)～(C)のうち該当するものを○で囲み、理由を付記する。</p> <p>(4) 当該申請を受理した後、必要な工場審査及び／又は製品試験を通知しますので、通知された指示に従って、製品試験申請、項目別試験申請等を行ってください。</p> <p>(5) 「項目別試験申請書」の記載方法は「製品試験申請書」と同じですので、2.5 項をご覧ください。</p>

新	旧
<p>5.3 鋳工業品の仕様の変更又は追加、品質管理体制の変更</p> <p>鋳工業品の仕様変更若しくは品質管理体制の変更を行う場合は、「仕様等変更申請書」(様式—008)により事前に申請を行ってください。様式への記入方法は以下のとおりです。</p> <p>(1) “認証番号及び認証契約締結日”及び“<u>JIS の番号及び名称</u>”の欄は、変更前のものを記入する。</p> <p>(2) “<u>変更等の種類</u>”の欄は、(A)又は(B)の該当するものを○で囲む。</p> <p>(3) “<u>変更等の対象範囲</u>”の欄は、該当する形式名等を記入する。</p> <p>(4) “<u>変更等の理由及び内容</u>”の欄は、<u>変更等の理由とその内容を簡潔に記入する</u>。</p> <p>(5) 備考欄の“<u>実施予定時期</u>”については、変更等の内容が本協会から承認された後の変更実施希望時期を記載する。</p> <p>(6) <u>当該申請を受理した後、必要な工場審査及び／又は製品試験を通知しますので、通知された指示に従って、製品試験申請、項目別試験申請等を行ってください。</u></p> <p>(7) <u>「項目別試験申請書」の記載方法は「製品試験申請書」と同じですので、2.5 項をご覧ください。</u></p>	<p>5.3 鋳工業品の仕様の変更又は追加、品質管理体制の変更</p> <p>鋳工業品の仕様変更若しくは品質管理体制の変更を行う場合は、仕様等変更申請書(様式—008)により事前に申請を行ってください。様式への記入方法は以下のとおりです。</p> <p>(1) “認証番号及び認証契約締結日”から“<u>認証の区分</u>”及び“<u>工場又は事業場の名称及び所在地</u>”の欄は、変更前のものを記入する。</p> <p>(2) “<u>変更の対象となる鋳工業品の名称(形式名)</u>”の欄は、<u>当該変更となる形式名を記入する。なお、品質管理体制の変更の場合は、その変更に係る形式名を記入する。</u></p> <p>(3) “<u>個別認証番号</u>”の欄は、<u>鋳工業品の仕様の変更又は追加の場合にあっては、当該変更等に係る形式に対応する個別認証番号及び発行日を記入する。</u></p> <p>(4) “変更等の理由及び内容”の欄は、(A)又は(B)の該当するものを○で囲み、理由及び内容を付記する。</p> <p>(5) 備考欄の“<u>実施時期</u>”については、変更等の内容が本協会から承認された後の変更実施希望時期を記載する。</p>
<p>6 管理検査</p> <p>認証取得者は、JIS マーク等の表示を使用する場合、当該鋳工業品が該当する JIS に適合することをロット抜取検査(管理検査)によって確認する必要があります。</p> <p>(1) 該当する「<u>個別認証要求事項</u>」に基づき、全ての工程検査が終了した鋳工業品のロットごとに、そのロットの大きさに応じた数量の鋳工業品を抜き取って試験を行い、その記録を保存してください。</p> <p>(2) 「<u>管理検査台帳</u>」(様式—015)を作成し、個別認証番号ごとの管理検査結果を記録してください。</p> <p>(3) 鋳工業品に JIS マーク等の表示を使用したときは、<u>原則として</u>、毎月 5 日までに、前月分の数量等を「<u>月別 JIS マーク使用実績表</u>」(様式—016)により報告してください。その際「<u>管理検査台帳</u>」の該当部分の写しを添付してください。</p> <p>(4) 管理検査の結果が不適合であった場合は、当該ロットに JIS マークを表示することはできません。</p> <p>(5) 管理検査は、工場又は事業場の品質管理責任者の管理下で実施してください。</p>	<p>6 管理検査</p> <p>認証取得者は、JIS マーク等の表示を使用する場合、当該鋳工業品が該当する JIS に適合することをロット抜取検査(管理検査)によって確認する必要があります。</p> <p>(1) 該当する「<u>個別認証要求事項</u>」に基づき、全ての工程検査が終了した鋳工業品のロットごとに、そのロットの大きさに応じた数量の鋳工業品を抜き取って試験を行い、その記録を保存してください。</p> <p>(2) 「<u>管理検査台帳</u>」を作成し、個別認証番号ごとの管理検査結果を記録してください。</p> <p>(3) 鋳工業品に JIS マーク等の表示を使用したときは、毎月 5 日までに、前月分の数量等を「<u>月別 JIS マーク使用実績表</u>」により報告してください。その際「<u>管理検査台帳</u>」の該当部分の写しを添付してください。</p> <p>(4) 管理検査の結果が不適合であった場合は、当該ロットに JIS マークを表示することはできません。</p> <p>(5) 管理検査は、工場又は事業場の品質管理責任者の管理下で実施してください。</p>

新	旧
<p>7.1 証票管理責任者</p> <p>(1) 品質管理責任者は、証票管理責任者を選任して「<u>証票管理責任者登録届出書</u>」(様式-012)により登録を行ってください。</p> <p>(2) 証票管理責任者は、証票の預託申請、在庫管理、出庫管理に責任を有します。</p> <p>(3) 証票管理責任者の登録届出は、JIS ごと及び工場ごとに行ってください。</p> <p>(4) 証票管理責任者を変更する場合は、「<u>証票管理責任者変更届出書</u>」(様式-013)により変更の届出を行ってください。</p> <p>7.2 証票の預託</p> <p>(1) 証票管理責任者は、毎月末までに「<u>証票預託申請書</u>」(様式-014)により預託の申請を行ってください。</p> <p>(2) 預託できる数量は、3か月分の生産予定数を上限とします。</p>	<p>7.1 証票管理責任者</p> <p>(1) 品質管理責任者は、証票管理責任者を選任して本協会に登録を行ってください。</p> <p>(2) 証票管理責任者は、証票の預託申請、在庫管理、出庫管理に責任を有します。</p> <p>(3) 証票管理責任者の登録届出は、JIS ごと及び工場ごとに行ってください。</p> <p>(4) 証票管理責任者を変更する場合は、変更の届出を行ってください。</p> <p>7.2 証票の預託</p> <p>(1) 証票管理責任者は、毎月末までに証票預託申請書により預託の申請を行ってください。</p> <p>(2) 預託できる数量は、3か月分の生産予定数を上限とします。</p>
<p><u>附 則(令和4年9月1日改正)</u> <u>この改正は、令和4年9月1日から施行する。</u></p>	

以上